

くらしを守る制度紹介

給付を受ける・借りる（返済不要の場合も）

就学援助

小中学校に通う一定所得以下の世帯に、学用品費や給食費などを補助。コロナで所得が急に減った世帯にも対応。☎市教委955-9544 <https://onl.tw/kwQ3UdG>



給付奨学金

日本学生支援機構（一定所得以下世帯が対象）所得急減の場合も対応。☎各大学等

コロナ対応休業支援金

コロナで仕事が休業や減少したが休業手当を受けていない人に賃金の8割が支給。バイトも対象。☎コールセンター0120-221-276 <https://onl.tw/PVgAKXc>



住居確保給付金

失業や減収で、収入・資産が一定基準を下回る世帯に3か月（最大9か月）家賃相当額を家主に支給。☎市福祉なんでも相談955-3177 [corona-support.mhlw.go.jp/](https://onl.tw/PVgAKXc)



生活保護

収入・資産が一定基準を下回る世帯に、不足する生活費を支給。（若い人や最低限の車・家等がある人もご相談ください）☎市役所955-9517 <https://onl.tw/Y2KT7br>



ひとり親世帯給付金

児童扶養手当を受ける家庭に児童1人あたり5万円（手続き不要）。最近に収入が減り、児童扶養手当の対象所得相当になった場合などは申請が必要。☎市役所955-9558 <http://urx3.nu/VhEj>



緊急小口資金・総合支援資金

〇コロナで収入が減った世帯に、10万円または20万円までを貸付。＜令和3年度か4年度、住民税非課税だった場合は返済不要＞

〇失業等の場合は1か月15万円（単身）20万円（2人以上世帯）までを3か月まで貸付。＜条件により延長・再貸付や返済不要もあり＞

☎市社会福祉協議会958-6912 [corona-support.mhlw.go.jp/](https://onl.tw/Y2KT7br)



内容を詳しく知りたい、もっと他にないのか、相談したがダメだった、など、お気軽におたずね下さい。☎954-5166（党乙訓地区委）
✉jcpnagaokakyo@gmail.com（党議員団）

食べるに困った

フードバンク

集めた食料を、必要な方に配布する市民ボランティア。☎市総合生活支援センター（バンビオ2階）963-5508 <http://urx3.nu/QLKQ>



相談がしたい

労働相談ホットライン

職場でのトラブルなんでも。秘密厳守。☎全労連0120-378-060 <http://urx3.nu/vxYI>



チャットでDV相談

政府のサイトです。電話やメールは24時間受付。☎0120-279-889 <https://soudanplus.jp/>



事業者向け

一時支援金

（5/31まで）1～3月の緊急事態宣言の時短や外出自粛の影響で、1～3月のいずれかの月の売り上げが19年または20年比で50%以上減少している事業者、個人30万円、中小法人60万円まで支給。☎コールセンター0120-211-240 [ichijishienkin.go.jp/](http://urx3.nu/vxYI)



「京の飲食」安全対策向上事業

（6/4まで）飲食店で、CO₂センサーを置き測定データを府に報告する店舗に、機器整備に3/4（上限20万円または30万円）補助、データ報告に3万円または5万円支給。☎コールセンター256-8143 <https://onl.tw/Z1BJptD>



市商工会経営変革補助金

（5/31まで）コロナで売り上げが減少し、コロナに対応した事業改善を行う事業者を経費を補助。上限20万円（中小企業1/2、小規模企業2/3）。☎市商工会951-8029 <http://ur2.link/WBSw>

